

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	1	第1章				用語の定義	協力企業の定義について、「～特別目的会社に出資する企業をいう。」とありますが、「～特別目的会社に出資しない企業をいう。」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
2	実施方針	1	第1章				用語の定義	「協力企業」および「構成員」は、いずれも特別目的会社に出資する企業として定義されていますが、一方で、「添付資料3 契約スキーム(案)」においては、特別目的会社への出資について「建設事業者のうち構成員からの出資」との記載があります。この点について、特別目的会社への出資は「構成員」のみが行うものとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。 No1の回答もご参照ください。
3	実施方針	5	第2章	9			事業期間	事業期間中の年度別の支払限度額及び達成すべき出来高の割合は設定されるのでしょうか。設定される場合は、入札公告にて公表されるのかご教授願います。	詳細は入札公告にて示しますが、各会計年度における支払限度額は、建設工事請負契約書作成時に通知することを予定しています。
4	実施方針	7	第2章	15			関係法令の遵守	今回の計画にあたり、関連法、条例の取り扱い解釈等について確認したい場合、関係官公署(建築指導課、消防等)へ協議を行ってもよろしいでしょうか。	本事業に関して、関係官公署(建築指導課、消防等)との協議は原則として不可とします。質問事項については、入札公告に示す手続きに従ってください。
5	実施方針	9 ～ 17	第3章				地元企業優先に対する方針の確認	魚沼市は従前より、魚沼市建設業者会との意見交換の場において、地元企業への優先発注を基本方針として繰り返し確認されてきたところです。本事業においても、その方針に則り、入札参加資格において『市内に本店又は本社を有する地元企業』が構成員として参画したグループに対し、大幅な加点評価等の優遇措置を講じていただくよう強く要望いたします。また、地元企業は地域の社会資本整備や災害対応の最前線を担ってきた実績があり、そのノウハウと機動力は本事業の円滑な遂行に不可欠です。具体的な評価指標として、地元企業の参画形態や役割分担を総合評価の加点項目に明確に位置付けていただくことを求めます。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。
6	実施方針	12	第3章	3	(2)	イ	(エ) 応募者の参加資格要件	地元建設業者は、日常的な公共インフラの維持管理はもとより、豪雨・豪雪等の自然災害発生時には真っ先に現場に駆けつけ応急対応にあたるなど、市民生活の安全確保に直結する役割を果たしてまいりました。このような地域貢献の実績を正當に評価する観点から、本事業の入札参加要件において、市内に本店を置く建設業者を構成員に含むグループに対し、総合評価における加点措置を設けていただくことを要望いたします。魚沼市においては、地元企業の保護・育成と地域経済の持続的発展が行政運営上の重要課題として位置付けられてきた経緯がございます。本事業のような大規模プロジェクトにおいてこそ、その基本姿勢を具体的な入札制度に反映していただくことが、地元企業の経営基盤の安定と技術力の維持・向上につながるものと確信しております。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。
7	実施方針	9 ～ 17	第3章				地元企業等の優先活用に対する具体的な評価指標の導入	魚沼市が推進する地元経済の活性化および地元雇用の創出という政策目的に鑑み、本事業の設計・施工および運営の各段階において、市内企業への外注率や地元からの物品調達率について具体的な目標値を設定し、入札公告に明文化していただくよう要望いたします。地域経済への波及効果を最大化するためには、事業者に対し地元企業活用や地元雇用促進に関する積極的な提案を求める評価項目を設け、地元企業・地元人材の優先的な活用を制度として担保する仕組みが不可欠と考えます。単なる努力義務ではなく、評価・選定段階で実効性のある指標としていただくことを求めます。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
8	実施方針	12	第3章	3	(2)	イ	応募者の参加資格要件	本事業は設計・建設から長期にわたる運営まで一体的に実施される大規模事業であり、その経済的影響は極めて大きいものがあります。この事業効果を広く地域に還元するため、各工程における下請負や資材調達において市内企業の活用割合を具体的に定め、公募要件として明示していただくよう要望いたします。 地域のインフラ整備や維持の担い手として長年にわたり貢献してきた地元企業が、本事業からも相応の受注機会を得られる仕組みがなければ、事業規模に見合った地域への経済波及は期待できません。地元企業の参画度合いを提案審査における配点項目として具体的に設定し、形式的な記載にとどまらない実質的な地元活用を促す制度設計をお願いいたします。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。
9	実施方針	9 ～ 17	第3章				地元企業が長期的に保守・修繕に	豪雪地帯である魚沼市において、冬期間の施設維持管理や災害時の迅速な復旧対応には、地域の実情に精通した地元企業の協力が不可欠であることは論を俟ちません。魚沼市建設業者会との意見交換においても、地元企業が地域の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であることが繰り返し確認されております。 市民生活の安定的な基盤となる本施設の長期にわたる運営期間中、地元企業が継続的に保守・修繕および冬期の安定運営に関する枠組みを公募条件に明確に盛り込んでいただくよう強く要望いたします。地元企業の持続的な参画なくして、本施設の安定的かつ持続可能な運営は困難であると考えます。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。
10	実施方針	12	第3章	3	(2)	イ	応募者の参加資格要件	魚沼市は日本有数の豪雪地帯であり、冬期における施設の安定稼働には除雪作業や設備の緊急補修など、迅速かつきめ細かな対応が求められます。こうした対応は、現場までのアクセスや地域特有の気象条件を熟知した地元企業でなければ十分に行うことが難しく、遠隔地からの対応では初動の遅れが避けられません。 ごみ処理施設は市民の日常生活に直結するライフラインであり、一日たりとも稼働を止めることはできません。長期に及ぶ運営期間を見据え、地元企業が保守・点検・修繕業務に安定的かつ継続的に携わることができる体制を公募条件の中で制度的に担保していただくことを切にお願いいたします。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。
11	実施方針	15	第3章	3	(2)	イ	(エ) 応募者の参加資格要件	設計を行う者と建設を行う者の両者に「設計・建設業務で契約した」要件を求めることは過大な参加要件であり、共同企業体である以上、それぞれの立場での実績を要件とすべきだと考えます。設計を行う者は設計の契約実績、建設を行う者は建設の契約実績のみを有すればよく、要件の緩和をおねがいいたします。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。
12	実施方針	15	第3章	3	(2)	イ	(エ) ③ 建設を行うものの実績要件について	「本施設における建築物等の建設を行う者の要件」において、③の「公共建築物に係る建設の実績」について「設計・建設業務で契約したものに限り」とありますが、建設を行う者の要件にまで設計の実績要件を課すことはいたずらに参加要件を高くし、地元建設企業の実質的な除外を意味します。設計実績については(ウ)で担保されており、共同企業体として参画する場合においてはそれぞれの役割分担の中で、実績を考慮すべきだと考えます。したがって、(ウ)の「建築物等の設計を行う者の要件」についても同様に、「設計・建設業務で契約したもの」とありますが、設計者に建設業務の契約実績を求めることは不要であると考えます。	いただいたご意見については検討の参考とし、入札公告で示します。
13	実施方針	15	第3章	3	(2)	イ	(ウ)③ 応募者の参加資格要件	イ 各業務を行う者の要件 (ウ) 本施設における建築物等の設計を行う者の要件③ 地方・・・実績があること。なお・・・契約したものに限り。と記載されてますが、要件を証明する書類をご教授願います。	コリンズや建設工事請負契約書等の実績を証明できる書類を提出してください。
14	実施方針	15	第3章	3	(2)	イ	(エ) 本施設における建築物等の建設を行う者の要件	建設を行う者の要件として「地方公共団体における公共建築物に係る建設の実績があること」とありますが、ここでいう「公共建築物に係る建設」とは、庁舎、学校、福祉施設など、地方公共団体またはそれに準ずる団体(一部事務組合など)が発注した公共建築物を指すとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
15	実施方針	15-16	第3章	3	(2)	(オ)	エネルギー回収型廃棄物処理施設における運営・維持管理業務を行う者の要件	16ページ上から2行目より、「少なくとも主たる業務を担う1者は、次の要件を全て満たすこと」と標記されていますが、共同企業体で運営・維持管理業務を行う場合、共同企業体の代表企業が、その要件全てを満たしていれば、共同企業体の構成企業は要件を満たしていなくても、問題はないということでしょうか。	その他の企業は少なくとも①の要件を満たすものとします。
16	実施方針	16	第3章	3	(2)	(オ)	②-③ エネルギー回収型廃棄物処理施設における運営・維持管理業務を行う者の要件	質問事項No15の回答が、共同企業体の構成企業も満たす必要があるとのご回答の場合、構成員全社に当該要件を求めると、特定の業務を分担する専門企業の参入が困難となり、かえって効率的な事業体制の構築を妨げる懸念があります。代表企業が要件を満たしていることを条件に、その他の構成員については、役割に応じた範囲まで要件を緩和する、あるいは要件を問わないといった、柔軟な参加形態を認めていただけないでしょうか。	No15の回答をご参照ください。
17	実施方針	16	第3章	3	(2)	(カ)	マテリアルリサイクル推進施設における運営・維持管理業務を行う者の要件	16ページ上から23行目より、「少なくとも主たる業務を担う1者は、次の要件を全て満たすこと」と標記されていますが、共同企業体で運営・維持管理業務を行う場合、共同企業体の代表企業が、その要件全てを満たしていれば、共同企業体の構成企業は要件を満たしていなくても、問題はないということでしょうか。	その他の企業は少なくとも①の要件を満たすものとします。
18	実施方針	16-17	第3章	3	(2)	(カ)	② マテリアルリサイクル推進施設における運営・維持管理業務を行う者の要件	質問事項No17の回答が、共同企業体の構成企業も満たす必要があるとのご回答の場合、構成員全社に当該要件を求めると、特定の業務を分担する専門企業の参入が困難となり、かえって効率的な事業体制の構築を妨げる懸念があります。代表企業が要件を満たしていることを条件に、その他の構成員については、役割に応じた範囲まで要件を緩和する、あるいは要件を問わないといった、柔軟な参加形態を認めていただけないでしょうか。	No17の回答をご参照ください。
19	実施方針	添付-4	添付資料4				役割分担概念図	役割分担概念図の事業者の業務範囲には「温水利用施設」が含まれておりますが、要求水準書案では、余熱利用施設（さわやかセンター）に温水供給することとあります。温水利用施設への温水供給までが事業者所掌と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
20	実施方針	添付-5	添付資料5	(12)			リスク分担(案)	周辺住民リスクについて、「事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの」とありますが、「事業者が実施する業務のうち、事業者の責に起因する周辺住民等の対応に関するもの」と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
21	実施方針	添付-5	添付資料5	(13)			リスク分担(案)	第三者賠償リスクについて、「事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの」とありますが、「業者が実施する業務のうち、事業者の責に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの」と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
22	実施方針	添付-5	添付資料5	(18)			リスク分担(案)	物価変動リスクについて、昨今の急激な物価上昇を鑑みると、応札時（価格提案書提出時）から本契約締結までの期間に物価が上昇する可能性があるため、物価スライド協議の基準日を公告日としていただけないでしょうか。	入札公告で示します。
23	実施方針	添付-5	添付資料5	(18)			リスク分担(案)	物価変動リスクについて、本市が「主(*)」、事業者が「従(▲)」とされていますが、物価変動（インフレや電気代等用費の高騰）に伴う委託費の改定ルール（インフレスライド条項など）の具体的な指標や基準は、入札関係書類で提示されるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
24	実施方針 添付資料5	添付5	(18)				物価変動リスク	「設計・建設・運営期間中の物価変動に伴う事業者の経費の増減に関するもの」については、入札関係書類において、具体的に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
25	実施方針	添付-5	添付資料5	(20)			リスク分担(案)	不可抗力リスクについて、昨今の中東情勢の緊張を背景に、原油価格の変動や物流の不安定化が生じており、これに伴い、資材の一部において供給不安、納期調整、価格改定等の動きが発生しております。 事業者にて状況を見通し対応することが不可能なため、資材の供給状況等により建設工事、運営・維持管理業務等に影響が発生する場合には、環境省より4/14付で公表された「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇時における令和6年9月30日付け通知等を踏まえた対応について」等をもとに、落札後に貴市と協議可能との認識でよろしいでしょうか。	入札公告で示します。	
26	実施方針	添付-5	添付資料5	(38) (40)			リスク分担(案)	ごみ量・ごみ質変動リスクについて、事業者負担と本市負担を分ける「施設許容量を大幅に超過」や「計画ごみ質の一定範囲」といった基準の具体的な数値(閾値)は、入札関係書類で提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づき、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。	
27	実施方針	添付-5	添付資料5	(40)			リスク分担(案)	ごみ質変動リスクについて、ごみ由来と推定されるリスク(水銀による監視基準超過等)も貴市という認識でよろしいでしょうか。	発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。	
28	実施方針 添付資料5	添付6	(41)				不適物処理リスク	「不適物処理リスク」について、本市が主(○)・事業者が従(▲)と整理されていますが、近年多発しているリチウムイオン電池の混入による火災事故を想定した場合、消火・復旧費用・操業停止損失等についても本リスクに含まれるとの見解でしょうか。また、事業者が負担する費用の範囲・上限・按分方法については、入札関係書類において具体的に提示されますでしょうか。	発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。	
29	実施方針 添付資料5	添付6	(42)				施設の性能確保リスク	事業終了時の「施設の性能確保」とは、運転性能(処理能力・排出基準等の達成)を指すものでしょうか。 また、第2章10. 事業期間終了後の措置(p.6)に記載された「引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態」についても、上記と同義、すなわち運転性能の充足をもって判断されるものとの理解でよろしいでしょうか。	施設の性能確保については貴社ご理解のとおりです。 また、本業務期間終了時の引渡し条件については、要求水準書運営・維持管理業務編(案)第1章第5節5 本業務期間終了時の引渡し条件を参照ください。	
30	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	4	第1章	第2節	6	(1)	キ	全体計画	「施設見学者の一般車両動線は、委託又は許可事業者の車両動線と分離することを原則とし、安全性や合理性に優れた計画とすること。」とありますが、合理的な施設配置のため、見学者の車両と搬入車の入口を共通としてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。 要求水準書設計建設業務編(案)第4章第1節3 施設配置計画(3)動線計画を参照ください。
31	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	5	第1章	第2節	6	(2)	ク	工事計画	「工事関係者車両は、指定されたルートを通行すること」とありますが、工事関係車両のルートは確定されてますでしょうか。 確定されていたらご教示いただけないでしょうか。	工事関係車両のルートは、現在協議中です。
32	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	7	第1章	第2節	9	(2)		用水	生活用水に使用する上水を上水道本管より引き込みとありますが、本管のサイズをご教示いただけないでしょうか。	φ100mmです。
33	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	7	第1章	第2節	9	(2)		用水	プラント用水に使用する井戸は本工事で整備とありますが、要求水準書添付資料-3にある既設の『①H5削井』を使用することは可能でしょうか。	使用可能です。 但し、20年間の運営期間中に不具合が起きた場合は事業者の責任で対応して下さい。
34	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	9	第1章	第3節	1	(1)		処理能力	公称能力に記載の16hには立上下げの時間も含み、時間当たりの炉の能力は22t/日÷(16h-立上下げ時間)で設計を行うと認識してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
35	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	9	第1章	第3節	1	(2)		処理対象物	大型動物に関しては、焼却炉投入前に適切な処置により投入できる大きさとしていただけると理解してよろしいでしょうか。 また、その場合どの程度の大きさで搬入されるかご教示いただけないでしょうか。	前段は、貴社ご理解のとおりです。 後段は、P69第3-1節1(5)セを満たすように提案してください。
36	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	9	第1章	第3節	1	(3)		計画ごみ質	計画ごみ質に医療系廃棄物が含まれておりませんが、参考として記載の医療系廃棄物のごみ質から医療系廃棄物を含む計画ごみ質を概算して、設計(特に年間用役設計)を行うと認識してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
37	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	10	第1章	第3節	1	(4)	イ	搬入形態	袋又は容器なしの容器なしとはどのようなごみかご教示いただけないでしょうか。 可燃性大型ごみのことと理解してよろしいでしょうか。	箱等の容器に入れて自家搬入し、中身だけ捨てるごみとなります。
38	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	12	第1章	第3節	1	(5)	カ	設備方式 余熱利用設備	余熱利用設備に給湯設備がありますが、他設備においてのエネルギー回収率10%以上を前提に、効率、メンテナンスに有利な電気式の採用をお認めいただけないでしょうか。 なお、P225第4章4節建築機械設備工事7給湯設備工事(2)に「給湯設備の形式は、余熱利用の程度により提案すること」と記載があります。	貴社ご提案を認めます。
39	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	12	第1章	第3節	1	(5)	カ	設備方式 余熱利用設備	余熱利用設備に暖房設備がありますが、熱源についてはP223第4章4節建築機械設備工事2空気調和設備工事(3)熱源に記載の通り、余熱利用に限らず提案によることと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
40	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と 計画ごみ処理量	処理対象物に古紙類、古着、食器、枝・木、食用油、危険・有害ごみ、その他資源物(マルチシート)等の処理不適物の記載がありますが、それぞれの設計に採用する単位体積重量をご教示いただけないでしょうか。	次のとおり想定ください。 ・古紙類：0.08～0.15t/m ³ ・古着：0.1～0.15t/m ³ ・食器：1.0t/m ³ ・枝・木：0.4t/m ³ ・食用油：0.9t/m ³ ・危険・有害ごみ：1.0t/m ³
41	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と 計画ごみ処理量	スプリング入りのマットレスの年間発生量をご教示いただけないでしょうか。	過去2年平均約750枚です。
42	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と 計画ごみ処理量	枝・木の年間受入量についてご教示いただけないでしょうか。	現状にない分別区分であるため、提示できません。
43	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と 計画ごみ処理量	枝・木の破砕チップのサイズをご教示いただけないでしょうか。	サイズの指定はありません。
44	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と 計画ごみ処理量	「※1 スプリング入りのマットレス、ソファ等を含む。スプリング入りのソファ、マットレス等については、鉄類とその他に解体・選別を行うものとする。」とありますが、解体したスプリングマットは引取り業者が定期的に搬出すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
45	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と 計画ごみ処理量	ストックヤードで保管する食用油及びマルチシートについて、規定量保管後は民間業者へ引き渡すと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
46	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	16	第1章	第3節	2	(4)	(イ)	搬出車両	「ビン搬出車両(20t ダンプ(ばら積み))の詳細については、要求水準書添付資料-9「ビン搬出車両諸元」を参照のこと。」とあり、搬出車両はアームロール車であることが確認できますが、搬出方法は、空の荷台をカレットヤードに仮置きし、規定量を確保した後に搬出すると理解してよろしいでしょうか。	空の荷台は置かず、ストックヤードに貯留したものを搬出することを想定しています。
47	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	16	第1章	第3節	2	(4)	(ウ)	搬入形態	古着・食器・食用油・危険・有害ごみについて、搬入形態が袋又は段ボール箱、商品容器やペットボトルとなっておりますが、そのままの形状で引取り業者に渡すと理解してよろしいでしょうか。	古着・食器については貴社ご理解のとおりです。 食用油は要求水準書P14記載のとおりです。 危険・有害ごみのうち、充電式電池は絶縁処理後の引渡しを想定しています。
48	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	18	第1章	第3節	2	(6)	ア	破砕処理後の寸法	「低速回転式破砕機 300 mm以下(重量割合で85%以上)」とありますが、一般的には「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」に示される400mm以下(重量割合で85%以上)となっております。 後工程の高速回転式破砕機出口にて破砕処理後寸法150mm以下(重量割合で85%以上)を遵守することを前提に、低速回転式破砕機においては400mm以下(重量割合で85%以上)とすることをお認めいただけませんか。	要求水準書(案)のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
49	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	19	第1章	第3節	2	(6)	イ	破袋・除袋率	(ア) ビン 缶破除袋機について、除袋機を設置しない計画の場合は除袋率は処理条件から除外と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
50	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	19	第1章	第3節	2	(6)	ウ	選別基準	(ア) 金属・その他、大型ごみについて、アルミ選別機を設置しない計画の場合はアルミの回収率は処理条件から除外と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
51	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	29	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	「(ア) 現場代理人は工事を管理すること。」とありますが、特定建設工事共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時(準備工事を含む)からとしてよろしいでしょうか。	現場代理人は工事現場に常駐し、運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者のため、その行使に支障のないように配置してください。
52	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	29	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	「(ウ) 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置すること。」とありますが、プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間で交代は認められると理解してよろしいでしょうか。 なお、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められています。	貴社ご理解のとおりです。契約の形態に応じ、関係法令を遵守してください。
53	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	29	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	「(ウ) 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置すること。」とありますが、特定建設工事共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の監理技術者の常駐は、プラント工事着手時(準備工事を含む)からとしてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
54	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	29	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	「(オ)・・・、また入口には警備員等を配置し部外者の立入について十分注意すること」とありますが、警備員の配置は事業実施区域の出入口ゲートのみの配置(近隣地(4,800㎡)の仮設用地は不要)と理解してよろしいでしょうか。 また、事業実施区域の出入口ゲートの場合であっても、施錠等で閉鎖している場合は不要と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
55	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	30	第1章	第5節	2	(5)	ウ	工事記録写真	「・・・。写真撮影の箇所、枚数、整理等については、本市の指示に従うこと」とありますが、現時点で確定もしくは検討されている指示内容がありましたらご教示いただけないでしょうか。	新潟県土木工事標準仕様書、公共建築工事標準仕様書等を参考に、状況により本市の指示を受けて対応してください。
56	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	31	第1章	第5節	2	(5)	エ	安全対策	「・・・。特に周辺道路の汚染を防止すること」とありますが、周辺道路の範囲について想定されている範囲がありましたらご教示いただけないでしょうか。	想定はしていませんが、工事車両の通行する道路については十分に配慮した計画としてください。
57	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	31	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、本市の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること。」とありますが、『承諾を得て』には、「撤去・処分に要する費用および負担者」、「工程遅れの影響とその影響による費用及び負担者」も含むと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
58	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	31	第1章	第5節	2	(5)	カ	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により本市と協議し適切に処分すること。」とありますが、『その内容』には、「撤去・処分に要する費用および負担者」、「工程遅れの影響とその影響による費用及び負担者」も含むと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
59	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	32	第1章	第5節	2	(5)	コ	仮設工事	「(オ) 仮設物の建設場所は、原則として事業実施区域内とすること。ただし、工事期間中は、事業実施区域内の近隣地(4,800㎡程度)を工事期間中の仮設用地として利用可能なものとする。・・・」とありますが、近隣地の仮設用地に仮設物の建設は可能でしょうか。	可能ですが、本市と協議し、承諾を得たものに限りです。
60	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	32	第1章	第5節	2	(5)	ス	電波障害調査	「建設事業者は、仮設物、プラント及び建築物等の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い、障害の発生を防止すること。電波障害が生じた場合、建設事業者と本市は協議の上、適切な対策を行うものとする。」とありますが、費用負担については貴市、建設事業者のどちらになるかご教示いただけないでしょうか。	発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
61	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	32	第1章	第5節	2	(5)	ソ	施工方法及び建設公害対策	「(キ) 工事車両が通行する道路等に対する養生を十分に行うこと」とありますが、対象となる道路の範囲について想定されている範囲・養生方法がありましたらご教示いただけないでしょうか。	詳細については、道路維持担当部署と都度協議をすることになります。道路施設に損傷を与えないよう養生方法(案)を作成し協議を行ってください。
62	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	35	第1章	第7節	1	(1)		試運転	マテリアルリサイクル推進施設の試運転期間は性能試験を含めて45日以上と記載されていますが、期間を短縮する提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
63	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	40	第1章	第8節	2	(2)		表1.22 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引き渡し性能試験(2/4)	騒音(敷地境界)について、「非定常時とする。(脱臭装置・非常用発電機稼働時)」とありますが、非常用発電機を稼働するのは、停電時のみとなります。そのため、性能試験項目から除外いただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
64	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	40	第1章	第8節	2	(2)		表1.22 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引き渡し性能試験(2/4)	悪臭について、保証値が「第1章 第4節 1 (5)悪臭」に示す基準値」とあります。試験の対象は敷地境界の臭気指数のため、排出口の保証値はこの臭気指数での2号規制値と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
65	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	42	第1章	第8節	2	(2)		表1.24 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引き渡し性能試験(4/4)	VOCの測定を対象とする諸室とは、プラントエリアの諸室と考え、事務室等管理エリアは、除かれると理解してよろしいでしょうか。	対象の諸室は、実施設計時に協議して決定することとします。
66	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	54	第2章	第1節	1	(3)	カ	歩廊・階段・点検床等	「手すりの支柱間隔は400mm 以内とすること。」とありますが、間隔が短いように見えます。支柱間隔は他施設でも実績のある1500mm~2000mm程度とさせていただけないでしょうか。	手摺りの支柱間隔は、1,100mm以内とします。
67	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	54	第2章	第1節	1	(3)	コ	グレーチング	グレーチング積載荷重が300kg/m2となっておりますが、メンテナンス荷重は別途加算するため、180kg/m2程度とさせていただきませんか。	要求水準書(案)のとおりとします。
68	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	58	第2章	第1節	9			地震対策	「重要機器(プラント電気・計装制御設備及び建築設備含む。)及び重要水槽の耐震クラスは「建築設備耐震設計・施工指針」によるSクラスとする。なお、重要機器及び重要水槽の対象は、本市と協議の上、決定すること。」とありますが、Sクラスは標準的な地震力の約2倍と影響が大きいため、入札公告時には対象機器をご提示願います。	廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き(環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 令和4年11月)を基準とします。詳細は、実施設計時の協議とします。
69	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	58	第2章	第1節	9	(6)		地震対策	センサーについては、地震を感知する一般的な基準値として、震度5強(約250 gal)で動作する設定としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
70	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	58	第2章	第1節	10	(9)		燃料及び薬品等貯留量	「燃料及び薬品等については、常時2炉運転(最大日使用量)に必要な量の7日分以上を貯留できる設備を設置すること。」とありますが、P.80では、日最大使用量(基準質時)となっております。基準質での2炉定格運転の常時7日分確保でよろしいでしょうか。	常時2炉定格運転、基準ごみ時の7日分以上を貯留できる設備としてください。
71	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	60	第2章	第2節	1	(5)	ツ	ごみ計量機	「搬出車両の計量回数については、事前登録車は1回計量(搬出時)であり、その他については2回計量(搬入時、搬出時)とする。」とありますが、搬出車両の搬入時の計量が必要な車両について、具体的にどの車両になるかご教示いただけないでしょうか。入口計量機の位置にも関係しますのご教示願います。	古紙類、非鉄類について1回の搬出で複数種類を持っていく場合があるため、複数回計量を行うことを想定しています。
72	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	60	第2章	第2節	2	(4)	イ	プラットフォーム	災害ごみの搬入で想定される大型車両の車両サイズをご教示いただけないでしょうか。	全長12m、全幅2.5m、全高3.8m、最小回転半径12mとしてください。
73	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	61	第2章	第2節	2	(4)	サ	プラットフォーム	「サ ごみピットへの搬入車両又は作業者の転落事故防止設備、転落者の救助活動に資する設備を設置し、安全面に配慮すること。」とありますが、どちらかの設備を設けると理解してよろしいでしょうか。	事故防止設備及び転落者救助設備の両方を設置してください。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
74	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	61	第2章	第2節	2	(4)	サ	特記事項	転落者の救助装置については、ごみクレーンの項にも記載がありますが、同様のものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
75	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	61	第2章	第2節	2	(4)	タ	特記事項	シェルターとは、壁と屋根を設けると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
76	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	61	第2章	第2節	3	(3)	ア	扉寸法	プラットホーム出入口扉の扉寸法の高さが4.5m以上でご指定になっておりますが、道交法での車両制限は3.8mとなりますので4m以上とさせていただけないでしょうか。	災害廃棄物運搬車両の通過や安全性を考慮し、要求水準書(案)のとおりとします。
77	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	62	第2章	第2節	3	(4)	カ	プラットホーム出入口扉	歩行者用専用口(2ヶ所)とありますが出口、入口各1ヶ所と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
78	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	64	第2章	第2節	6	(3)	オ	ごみの単位体積重量	「稼働率算出用 0.144 t/m ³ 」とありますが、計画ごみ質の基準質での単位体積重量は0.143 t/m ³ となります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	0.143 t/m ³ を正としてください。
79	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	65	第2章	第2節	6	(5)	ク	ごみクレーン	「災害時等にマシンハッチを利用するなどして、ごみピットのごみをプラットホームに駐車した災害廃棄物運搬車両に積み込むことが可能にすること。」とあります。災害時等に利用する意図は理解しておりますが、プラットホーム面積増加につながるため、本施設は狭小地であることを踏まえて、搬出方法を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
80	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	68	第2章	第2節	9	(5)	エ	可燃性大型ごみ切断機	「エ 投入箇所前に、ごみ収集車からの荷下ろし、ごみの投入作業などの場所の他に処理対象物を仮置きできる場所(投入部に隣接して1日分程度の貯留ヤード)を設けること。」とありますが、運用時の作業動線等から設置場所については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
81	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	68	第2章	第2節	10	(2)		数量	ごみ破砕機が1基となっておりますが、インラインでの設置の場合は2基でも構わないと理解してよろしいでしょうか。	設置方法と台数はメンテナンスを考慮した計画としてください。
82	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	74	第2章	第3-1節	7	(1)	オ	特記事項(ア)	助燃油貯留タンクの燃料種類が[]での記載ですが、特記事項では、「灯油」となっております。灯油の指定は誤記で「灯油、A 重油、軽油」と読み替えてもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
83	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	76	第2章	第3-2節	1	(5)	オ	ごみ投入ホップ・シュート	焼却炉とのシールは、後段の給じん装置及び付帯機器等にて行う場合、ホップゲートは非設置としてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
84	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	76	第2章	第3-2節	1	(5)	カ	ごみ投入ホップ・シュート	滑り面ライナーの有無は、耐摩耗を考慮して事業者による提案としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
85	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	76	第2章	第3-2節	2	(3)	ク	給じん装置	操作方式として、遠隔手動の記載ありますが、本操作方式はストーカ式のもので、流動床給じん装置であるため、遠隔手動は不要と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
86	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	76	第2章	第3-2節	3	(3)	キ	燃焼装置	「速度制御方式」とありますが、該当する項目はないため、項目を削除いただけないでしょうか。	項目を削除します。
87	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	76	第2章	第3-2節	3	(3)	ク	燃焼装置	操作方式で「遠隔手動、現場手動」とありますが、該当しないため項目を削除いただけないでしょうか。	項目を削除します。
88	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	77	第2章	第4節	1	(1)	ウ	減温塔	耐硫酸露点腐食鋼の指定がございしますが、安全に運転できることを前提にLCCを考慮して、耐火材+SS400相当材としてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
89	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	77	第2章	第4節	1	(1)	オ	減温塔	減温塔後流に熱回収機器を配置するため、「熱回収機器入口温度に冷却」と読み替えてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
90	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	77	第2章	第4節	1	(2)	ア	噴射ノズル	1流体ノズルを採用したいため形式を2流体噴霧方式から、圧力噴霧方式へ変更としたいのですがよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
91	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	79	第2章	第5節	1	(3)	コ	ろ過式集じん器(バグフィルタ)	材質:耐硫酸露点腐食鋼と記載ありますが、事業者実績のライフサイクルコストから材質を事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
92	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	79	第2章	第5節	1	(5)	キ	ろ過式集じん器(バグフィルタ)	集じん灰排出装置に加温装置を設けるよう記載ありますが、事業者実績から加温装置ではない腐食防止対策を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
93	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	80	第2章	第5節	2	(2)		HCl、SOx 除去設備	「数量 2基」とありますが、2炉分の誤記と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
94	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	80 81	第2章	第5節	2	(4)	イ	薬剤貯留装置	「(最大日使用量(2炉運転・基準ごみ時)の7日分以上)」となっておりますが、「常時7日以上」と理解してよろしいでしょうか。	No70の回答をご参照ください。
95	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	83	第2章	第6節	1			近隣施設(さわやかセンター)への熱供給	要求水準書添付資料-3に点線の丸でさわやかセンター建て替え時の取り合い点は想定とありますが、ここへの温水供給配管設置も事業範囲に含まれますでしょうか。	事業者範囲には、さわやかセンター建て替え時における事業実施区域内の取合点までの配管工事、バルブ設置工事及びその他必要な工事を含まれるものとします。
96	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	83	第2章	第6節	1	(6)	ア	近隣施設(さわやかセンター)への熱供給	「既設配管は、取合い点から現施設までが50A、現施設からさわやかセンターまでが100Aとなっております」とありますが、「既設配管は、取合い点から現施設までが50A、取合い点からさわやかセンターまでが100Aとなっております」と理解してよろしいでしょうか。 また、新施設から取合い点までの配管径については、(2)に記載の供給温水量37.2m ³ /hに基づいて決定してよろしいでしょうか。	事業実施区域境の取合い点から現施設の間、現施設から一時灰置場へ温水を供給している消雪用温水配管(50A)があります。工事の都合上、さわやかセンター建て替えまでの間は、事業実施区域境の取合い点から現施設までは既存の消雪用温水配管(50A)を流用するものとし、本事業範囲において、既存の消雪用温水配管と既存のさわやかセンターへの温水配管(100A)を接続し、温水供給するものとしてください。 さわやかセンター建て替えまでの間は、既存の配管径に留意して、記載の供給温水量に因らず、可能な限り供給熱量に近づける設計としてください。
97	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	83	第2章	第6節	1	(6)	ア	近隣施設(さわやかセンター)への熱供給	「両配管を建屋外で接続する既存温水配管接続工事を実施すること。既存温水配管接続位置は、添付資料-3を参照の事」とあります。 添付資料-3の「温水供給既存配管取合点」での接続と理解してよろしいでしょうか。 また、その図面右側に接続工事位置(本事業範囲内)と図示されているオレンジ丸の意図をご教示いただけないでしょうか。	添付資料-3に記載の既存温水配管接続工事位置が「両配管を建屋外で接続する既存温水配管接続工事」の位置となります。
98	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	88	第2章	第7節	7	(3)	イ	煙道	「イ 材質 焼却炉からエコマイザ入口[SS400]、厚さ6mm以上、エコマイザ以降[耐硫酸露点腐食鋼]、厚さ6mm以上」とありますが、エコマイザは誤記で、排ガス減温用空気加熱器と読み替えてよろしいでしょうか。 また、厚さについては、安全に運転できることを前提に厚さ4.5mmとさせていただけないでしょうか。	表記「エコマイザ」については、貴社ご理解のとおりです。 厚みについては、要求水準書(案)のとおりとします。
99	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	88	第2章	第7節	8	(3)	ウ	煙突	「ウ 材質 内筒 SUS316L」とありますが、腐食性能に問題ないことを前提にSUS304とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
100	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	89	第2章	第7節	8	(5)	ケ	煙突	「内筒継ぎ目の溶接部は、内側を全周溶接とすること。」とありますが、外部から適切な方法で全周溶接することで対応させていただけないでしょうか。	径が小さく人が入れない等、作業上の問題がある場合にはご提案を認めます。詳細は実施設計時の協議とします。
101	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	97	第2章	第8-2節	2			不燃物選別装置	不燃物選別機の記載がありますが、当社実績から不要と考えております。 現施設においても無い機器であることから、必要に応じてとさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
102	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	98	第2章	第8-2節	4	(1)	オ	砂貯槽	「(ウ) 余剰砂を適宜排出できる構造とし、排出先は溶融処理する工程と場外搬出する工程を選択できるようにすること。」は、誤記と思われます。 焼却炉への供給と場外搬出の選択できるようにすることと読み替えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
103	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	100	第2章	第8-2節	6			磁選機	本事業が目指す循環型社会の形成において、鉄回収はアルミ回収と比べて量が多く、重要な要素と考えます。 公平な競争環境の整備および資源回収の徹底という観点から、全機種で磁選機の設置を必須としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
104	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	100	第2章	第8-2節	6			磁選機	質問No. 103にて、全機種で磁選機の設置を必須としないのご回答の場合は、資源物の回収量や最終処分量について評価いただけると理解してよろしいでしょうか。	入札公告で示します。
105	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	101	第2章	第8-2節	11	(5)	オ	飛灰貯留設備	「オ 数量は2基以上とし、過積載とならないように計画のこと。」とありますが、パンカの2室構造について現施設でも採用されている構造であり、2室構造としても運転に支障がないことを前提に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
106	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	102	第2章	第9節	1			共通事項	配管を埋設するにあたり、凍結深度の設定があればご教示いただけないでしょうか。	凍結深度の設定はありません。
107	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	106	第2章	第10節	1	(2)	イ	ごみピット排水移送ポンプ	「数量 [2]基(2基以上の場合は交互運転)」とありますが、水中ポンプと同様に、2基の内1基を倉庫予備とさせていただいてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
108	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	127	第2章	第12節	5	(3)	エ	ごみクレーン制御装置	「(ア) モニタは次の項目の表示機能を有すること。③ ピット火災報知器温度情報」とあります。 制御装置にて火災警報は受診しますが、温度情報はクレーン操作卓近傍に表示盤を設けることで、クレーン側での表示が不要と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
109	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	132	第2章	第13節	5	(5)	ア	公害監視用データ表示モニタ	公害監視用データ表示モニタが屋内設置になっていますが、見学者ルート内に設置すると理解してよろしいでしょうか。	見学者が目に触れることを想定していますが、設置場所は貴社ご提案によります。
110	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	132	第2章	第13節	9			炉内清掃用集じん装置	炉内清掃の際にはろ過式集じん器を使用し、炉内清掃用集じん装置を使用しない場合、設置は不要としてもよろしいでしょうか。 その際、環境用集じん装置(必要に応じて)は設置します。	貴社ご提案を認めます。
111	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	139	第3章	第2節	3			プラットフォーム	合棟の場合には、エネルギー回収型廃棄物処理施設との共用をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
112	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	139	第3章	第2節	3	(3)	エ	通行方式	通行方式が一方通行と記載されていますが、狭小地のため、安全に運用できることを前提に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
113	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	140	第3章	第3節	3	(5)	ス	プラットフォーム	「ス プラットホーム監視室(現場作業員[]人)を設置し、作業員及び職員用の便所(男女兼用)並びに消火栓を設けること。」とありますが、焼却施設との兼用をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
114	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	141	第3章	第2節	5			荷下ろしスペース	荷下ろしスペース1基に対し、付属品の小型計量機が3台設置(第3章/第2節/2小型計量機)となっておりますが、予備機を含むと理解してよろしいでしょうか。 3基の使用用途に指定がありましたらご教示いただけないでしょうか。	予備機ではなく3基使用するものとしてください。 要求水準書(案)を次のとおり修正します。 ・荷下ろしスペース 同時荷下ろし可能台数 [3]台以上
115	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	147	第3章	第3節	2	(4)		金属・その他、大型ごみ供給コンベヤ(低速回転式破砕機用)	層厚調整装置ですが、供給コンベヤは傾斜角度がついており、ならし効果があります。したがって、層厚調整装置の設置については事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)第1章 第5節(7)アに該当しますので、要求水準書(案)のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
116	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	148	第3章	第3節	3	(4)	エ	低速回転式破砕機	「エ 破砕後の最大寸法は30cm 以下にできるものとする。」とありますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」に示される400mm以下(重量割合で85%以上)とすることを認めただけでないでしょうか。	混入したスプレー缶のガス抜きを目的に、要求水準書(案)のとおりとします。
117	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	149	第3章	第3節	4	(4)		粗破砕物供給コンベヤ(高速回転式破砕機用)	(4) 附属品の層厚調整装置ですが、供給コンベヤは傾斜角度がついており、ならし効果があります。したがって、層厚調整装置の設置については事業者提案としていただけないでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
118	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破砕機	付属品に「共通防振床盤、防振装置」とありますが、高速回転破砕機は振動が少ない堅型式とし、振動は独立基礎で抑え、周辺設備に伝播させない方式で計画することを前提に、振動がほとんどないことから、共通防振床盤、防振装置は「必要に応じて」としていただけないでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
119	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破砕機	付属に「排出コンベヤ」の記載がありますが、配置上特に必要とない場合において速度可変が可能な破砕物搬送コンベヤと兼用してもよろしいでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
120	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破砕機	堅型式は、破砕機排出部からの排出量が一定量で安定しており、滞留が起りにくいことから、排出コンベヤも「必要に応じて」としていただけないでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
121	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	151	第3章	第3節	7	(1)		低速回転式破砕機保全ホイス	形式にホイストクレーンとありますが、ホイストクレーンの場合、ワイヤ式特有の横移動による荷振れがあるため、より正確な昇降操作が可能なチェーンブロック方式への変更をお認めいただけないでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
122	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	151	第3章	第3節	7	(1)		低速回転式破砕機保全ホイス	主要項目に走行とありますが、横行レールを設置し、横行レールに沿って決まったルートで部品の搬出・搬入する方が作業上効率的かつ安全であり、破砕機の保全は横行のみで経験上、十分可能なため、電動横行式ホイスとしてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
123	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	152	第3章	第3節	7	(2)		高速回転式破砕機保全ホイス	形式にホイストクレーンとありますが、ホイストクレーンの場合、ワイヤ式特有の横移動による荷振れがあるため、より正確な昇降操作が可能なチェーンブロック方式への変更をお認めいただけないでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
124	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	152	第3章	第3節	7	(2)		高速回転式破砕機保全ホイス	主要項目に走行とありますが、横行レールを設置し、横行レールに沿って決まったルートで部品の搬出・搬入する方が作業上効率的かつ安全であり、破砕機の保全は横行のみで経験上、十分可能なため、電動横行式ホイスとしてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
125	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	161	第3章	第4節	4	(2)	エ	磁力選別機	混入する不純物の量は少ないと考えられ、選別性能を確保できることを前提として、風力選別装置は「必要に応じて設置する」としていただけないでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
126	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	161	第3章	第4節	4	(3)	エ	アルミ選別機	混入する不純物の量は少ないと考えられ、選別性能を確保できることを前提として、風力選別装置は「必要に応じて設置する」としていただけないでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
127	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	162	第3章	第4節	6	(1)	ア	鉄類・アルミ類成型機	形式に油圧二方軸式とありますが、飲料缶の処理においては油圧一方締めでも要求される処理能力等を十分に確保できることに加え、シリンダー構造がシンプルになるため、「メンテナンスコストの低減」「機器の省スペース化」などが見込めます。したがって、鉄類・アルミ類成型機の形式については事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
128	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	169	第3章	第5節	5			脱臭装置	P167の表の区分欄の脱臭の場所欄には「必要に応じて」の記載があるため、脱臭装置は「必要に応じて設置」と理解してよろしいでしょうか。	設置するものとしてください。設置箇所の詳細については、入札公告で示します。
129	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	171	第3章	第7節	3	(1)		プラント排水貯留槽	エネルギー回収型廃棄物処理施設と共用することをお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
130	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	172	第3章	第7節	3	(2)	排水移送ポンプ	エネルギー回収型廃棄物処理施設と共用することをお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
131	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	173	第3章	第8節	1	(13)	イ 共通項目	制御回路は単相2線式[100V]又はDC100Vと記載がありますが、DC24Vの採用をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
132	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	177	第3章	第8節	4	(1)	コントロールセンタ	コントロールセンタは負荷数も少なく、容量も比較的小さいため、機能動作が同等で省スペース性、維持管理費に優れた電磁集合盤方式の提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
133	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	178	第3章	第8節	4	(3)	エ 現場操作盤	(オ)「電流計は、過負荷監視機器及び現場にて作動状況が確認できない機器に設置すること。」とありますが、故障ランプや運転PBLの点灯で状態表示をする場合は設置不要と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
134	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	180	第3章	第8節	6	(1)	電気配線工事	施工方法の選定にあたり、「合成樹脂管工事」および「線び(せんび)工事」を適用対象に含める形としてもよろしいでしょうか。	ご提案頂いた施工方法は適用対象に含めません。
135	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	180	第3章	第8節	6	(2)	電気配線工事	接地はエネルギー回収型廃棄物処理施設と共用することをお認めいただけないでしょうか。	内線規程や電気設備の技術基準を遵守し、適切な設置工事を行うものしてください。
136	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	180	第3章	第8節	6	(3)	ウ 電気配線工事	納品する点検器具はエネルギー回収型廃棄物処理施設で納品するものを共用できると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
137	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	180	第3章	第8節	6	(3)	ウ 電気配線工事	点検器具等の選定にあたり、高圧受電を伴わない構成となる場合、高圧用検電器、絶縁抵抗計(500V/1,000V)、接地抵抗計、絶縁マット(パネル正面用)の可否については、必要に応じて納品することとしていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
138	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	181	第3章	第9節	1	(1)	共通事項	マテリアルリサイクル推進施設の中央制御室では、プラントの操作・監視・制御と自動化を行う中央集中管理制御ができるシステムとしてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
139	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	181	第3章	第9節	1	(4)	共通事項	また「処理されたデータは、中央制御室及び事務室他で得られること」とありますが、ご検討中の方式がありましたらご教示いただけないでしょうか。	データは、中央制御室はもちろん事務室で執務する本市職員も閲覧できるようにしてください。なお、閲覧方法については、実施設計時に協議することとします。
140	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	182	第3章	第9節	3	(2)	ア ITV 装置	表3.2 カメラ設置場所の備考欄にて回転雲台付とありますが、カメラ一体型のドーム型の採用は可能でしょうか。	要求水準書(案)に記載あるとおり、設置する環境・仕様に応じて、全天候ドーム型の採用も可とします。
141	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	183	第3章	第9節	4	(2)	エ 制御装置	データウェイの二重化と記載されておりますが、PLCや中央監視PCの二重化は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。	PLCや中央監視PCの二重化も必須とします。
142	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	184	第3章	第9節	5	(2)	ア データ処理装置	データログの①について、故障が発生した後、人が介在せずにシステムが自律的にスレーブへ切り替わる構成を想定されていますでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。詳細は実施設計時に協議することとします。
143	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	184	第3章	第9節	5	(2)	ア データ処理装置	②について、データの損失を防ぎつつ業務を継続するため、ハードウェアレベルでミラーリングによるディスクの二重化を実装すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
144	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	186	第3章	第10節	1		空気圧縮機	空気圧縮機について、焼却施設側との兼用もお認めいただけませんかでしょうか。	それぞれの施設の空気圧縮機に求める性能を全て満足することを前提として、貴社ご提案を認めます。
145	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	188	第4章	第1節	2	(1)	エ 災害対策	既存敷地も含めた周辺の既存水利の位置関係図をご教授いただけないでしょうか。	入札公告で示します。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
146	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	190	第4章	第1節	3	(1)	ウ	②処理棟	「計量室周辺は、搬入・搬出車線ともに、計量機を通過しない車線を各1車線設け、搬入車線は2車線以上、搬出車線は2車線を設けること。」とありますが、計量機を bypass せずにプラットホーム向かう車両はありません。 その場合、搬入車両の2車線目は設けなくてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めますが、メンテナンス車両等が計量棟を通過せずに通行できる周回道路を設けるものとしてください。
147	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	191 192	第4章	第1節	3	(2) (3)	④ ウ	④構内道路 ウ周回動線	④構内動線には「2. 搬入車両、搬出車両及びメンテナンス車両の動線として、処理棟の全周に 10t ダンプ車（焼却残さ搬出車両や災害時の搬入車両等）が走行できる道路を計画すること。」と記載があり、 ウ周回動線には「(オ) 10t ダンプ車（焼却残さ搬出車両や災害時の搬入車両等）及び 20t ダンプ車（ビン搬出車両）の走行を考慮して計画すること。」の記載があります。 動線の計画の対象はどちらの記載が正かご教示いただけないでしょうか。	10t ダンプ車（焼却残さ搬出車両や災害時の搬入車両等）及び 20t ダンプ車（ビン搬出車両）の走行を考慮して計画してください。
148	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	192	第4章	第1節	3	(3)	ア	⑤一般車両	一般車両の内訳に事業者職員が含まれておりますが、十分な駐車場台数の確保のため、事業者職員は一般車両の枠から除外していただきけないでしょうか。	第4章 第3節 3 (2) 駐車場工事に記載のとおり、従業者の駐車場は必要台数分を確保するものとしてください。 なお、駐車場位置は実施設計時に協議します。
149	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	193	第4章	第1節	3	(3)	ウ	周回道路	「車両が通行する斜路については、寒冷地であることを考慮し勾配を 5%以下とする」とありますが、2階へ至るランプウェイについては、この基準とは別扱いで、降雪対策として屋根付きとする等の対策を行うことを前提とし、10%以下の設計としてよろしいでしょうか。	ランプウェイについては凍結対策が施されていることを前提に、貴社ご提案を認めます。
150	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	194	第4章	第2節	1	(1)	オ	設計方針	「水害対策として、・・・2階より低い位置にガラリを設けない等の配慮すること。」とありますが、機械室の吸排気をGLから3m以上の位置（2階以下）へ設けることをお認めいただけないでしょうか。	最大想定浸水深さを考慮して水害対策が施されていることを前提に、貴社ご提案を認めます。
151	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	201	第4章	第2節	5	(1)	イ	前室	(ア) ④ a. 「炉室及び臭気発生室からの出入口部分には、粉じん及び臭気漏えいを完全に防止するために前室を設けること。」とありますが、炉室から居室への出入口部分、及びプラットホームならびにホップ階からの出入口部分に前室を設ける設計でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。詳細は、実施設計時に協議することとします。
152	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	202	第4章	第2節	5	(1)	イ	油圧装置室	(ア) ⑤ 「油圧装置室」とありますが、部屋とするか否かは、事業者提案とさせていただきます。	貴社ご提案を認めます。
153	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	203	第4章	第2節	5	(1)	イ	排水処理室	(ア) ⑤ 「排水処理室」とありますが、部屋とするか否かは、事業者提案とさせていただきます。	貴社ご提案を認めます。
154	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	203	第4章	第2節	5	(1)	イ	(ア)⑤排水処理室・水槽	タラップの記載がありますが、常時水に浸かるため、タラップの常設は除外していただきけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
155	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	205	第4章	第2節	5	(1)	イ	中央操作室	⑤ a. 「室内から投入状況等を直接監視できる位置に配置することとする」とありますが、ITV装置にて監視することで十分投入状況等の監視ができるため、ITVでの監視をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
156	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	205	第4章	第2節	5	(1)	イ	中央操作室	⑤d. 「破碎機室、手選別室等に近接した位置に作業準備室を兼ねた前室を設けること」とありますが、中央操作室に作業準備室を兼ねた前室は隣接した部屋のみとし、破碎機室、手選別室に近接していない場合前室は不要とさせていただきます。	中央操作室に限らず、従業者の動線上適切な位置に作業準備室を兼ねた前室を設けるものとしてください。
157	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	206	第4章	第2節	5	(2)	ア	管理棟計画	「災害時に施設利用者（搬入、見学者）、緊急避難者の避難場所として一時的に（最大3日程度）滞在ができるよう避難スペースを確保すること」とありますが、避難スペース利用者は避難者を含めて備蓄品に記載の50名程度と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
158	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	206	第4章	第2節	5	(2)	イ	本市職員事務室	什器備品等について「本市の要求する仕様」ありますが、仕様をご教示いただけないでしょうか。	一般的な什器備品の仕様を想定していますが、詳細は実施設計時に協議によるものとします。
159	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	207	第4章	第2節	5	(2)	イ	従業者事務室	(イ) ① 「来場者の受付カウンターを設け・・・」とありますが、来場者用の受付は本市職員事務室のカウンターで行うものと想定します。 従業者事務室のカウンターの用途をご教示いただけないでしょうか。 また、カウンターの設置については、事業者提案としていただけないでしょうか。	用途は来館者対応用です。 カウンターの設置については要求水準書(案)のとおりとします。
160	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	209	第4章	第2節	5	(2)	イ	研修室(兼大会議室)	(カ) 「3人掛け長机 20台、イス80台を設ける」とあります。 イス80台の内は3人掛け長机 20台=60人分のイスを差し引いた20台が予備でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
161	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	212	第4章	第2節	5	(2)	イ	浴室又はシャワー室	(キ) ③ 「普段の使用がどちらか1室に偏らないように、男女の使用区別を変更できるようにすること。」とありますが、普段の使用の利便性から、更衣室や洗濯乾燥機室をシャワー室と繋げた配置を考えております。 男女のシャワー室を入れ替える場合、シャワー室を更衣室や洗濯乾燥機室と切り離れた配置とする必要があります。 また、一般的に男性の従業者の方が人数が多く、入れ替えを行う場合、シャワーの設置数が過剰になる懸念があります。以上のことから、男女の使用区別変更についてはご容赦願えませんでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
162	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	217	第4章	第2節	7	(2)	ウ	構造計算	「炉体、集塵装置及びその他のプラント機器の据付用アンカーボルトの設計は、「建築構造設計基準(最新版)(国土交通省大臣官房営繕部整備課監修)」に準拠して行うこと。」とありますが、「p.57 9 地震対策(1)」に記載の通り、炉架構に設置する機器については「火力発電所の耐震設計規程」を遵守すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
163	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	217	第4章	第2節	7	(2)	エ	構造計算	「炉体鉄骨や排ガス処理設備支持鉄骨の耐震計算は、架台柱の設置される層のせん断力係数Ci から設計用せん断力係数を定、建築基準法に定める地震力を算定して設計すること。」とありますが、「p.57 9 地震対策(1)」に記載の通り、建築梁等建築物上に直接設置する機器以外を支持する架構は、「火力発電所の耐震設計規定」を遵守すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、詳細は実施設計時に協議することとします。
164	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	217	第4章	第2節	7	(2)	カ	構造計算	「プラント機器を支持する構造体は、十分な耐力と剛性を確保し、二次設計時の反力まで考慮して設計を行うこと。」とありますが、「p.57 9 地震対策(1)」に記載の通り、建築梁等建築物上に直接設置する機器以外を支持する架構は、「火力発電所の耐震設計規定」を遵守すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、詳細は実施設計時に協議することとします。
165	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	221	第4章	第3節	3	(4)	ウ	植栽・芝張工事	「処理棟と周囲道路の間に緩衝帯を設けること」とありますが、寸法巾については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
166	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	221	第4章	第3節	3	(8)	ア	消雪設備工事	構内道路及び駐車場、屋根等に必要に応じて消雪パイプの設置とありますが、要求水準書添付資料-3にある既設の『②H11削井』『③H6削井』を使用してもよろしいでしょうか。 また、既設井戸の水量をご教示いただけないでしょうか。	使用できません。
167	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	223	第4章	第4節	2	(1)		空気調和設備工事	空調、換気設備を設計する外気温度条件として、「国交省営繕監修 建築設備設計基準設計用屋外条件」に記載の最寄りの都市の条件を使用してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
168	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	227	第4章	第5節	4	(2)		電話・通信設備工事	「運営事業者は本市職員用とは別回線とし、本市職員と内線通話ができる回線を整備すること。」とありますが、本市職員とは施設内で働く、貴市職員という認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
169	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	230	第5章	第1節	3	(1)	事前調査	「建設事業者は近隣建物及び本市所有財産等の現状調査を行い、事前に写真等で調査し、……。また工事完了後も同様の調査を行い、被害の有無を確認すること。」とありますが、調査に関しては、貴市の指導・立会いの下で実施すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
170	要求水準書 設計・建設業務編 (案)	230	第5章	第1節	3	(4)	資材置場・仮設事務所等	「建設事業者は資材置場、仮設事務所……。原則として事業実施区内とすること。ただし、工事期間中は、事業実施区域内の近隣地（4,800㎡程度）を工事期間中の仮設用地として利用可能なものとする。……。」とありますが、近隣地の仮設用地に仮設事務所の設置は可能でしょうか。	可能ですが、本市の承諾を得てください。
171	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	16	第3章	第2節	1		受付管理	一般持込車両の受付時間短縮のため、Webや電話による予約システムの採用は可能でしょうか。	予約不要で持ち込みできるものとしてください。
172	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	16	第3章	第2節	1	(1)	受付管理	「受付日は、月曜日から日曜日までとし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）についても受付を行うこと」とあり、原則として祝日を含め受付を行うこととしておりますが、電気設備の点検に伴う全停電が必要な日（年1日）および計量機の法定点検実施日（2年に1日）については、事前に計画した搬入停止日を設定することは可能と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。但し日曜日又は祝日とします。
173	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	16	第3章	第2節	1	(2)	受付管理	「受付時間は、月曜日から土曜日までは9時から16時まで」とありますが、昼休憩時間帯（午後0時～午後1時）も受入を継続すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
174	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	17	第3章	第2節	4	(1)	手数料の徴収など	手数料の徴収は、現金または電子マネーとありますが、キャッシュレス決済を導入する場合、それに係る手数料を事業者で予想することは困難なため、キャッシュレス決済に係る手数料は貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
175	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	17	第3章	第2節	5	(1)	使用料の徴収など	「運営事業者は、洗車設備を使用する者から、施設使用料を本市に代わり徴収する。」とありますが、洗車設備を使用する者の範囲についてご教示いただけないでしょうか。また、現在も徴収されていると理解してよろしいでしょうか。	前段は、収集運搬委託業者及び収集運搬許可業者となります。 後段はご理解のとおりです。
176	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	17	第3章	第3節	(2)		搬入管理	「本施設に搬入される処理対象物について、善良なる管理者の注意義務をもって受け入れできない廃棄物の混入を防止し、混入されていた場合には排除すること。」とあり、受け入れできない廃棄物の混入防止・排除が求められています。そのうえで、運営事業者が善良なる管理者の注意義務をもって展開検査等の業務マニュアルを遵守して遂行したにもかかわらず、目視等での発見・選別除去が極めて困難な処理不適物が原因で、本施設で火災や設備の損傷が生じた場合、貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。
177	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	19	第3章	第10節	(2)		処理生成物等の搬出	資源物の引取り業者及びストックヤード保管時に必要な備品・消耗品（ドラム缶など）の手配所掌をご教示いただけないでしょうか。	本市の所掌となります。
178	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	19	第3章	第11節			性能試験の実施	引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目は連続運転性能のみと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
179	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	22	第4章	第3節	1	(1)	オ 補修工事実施計画	「詳細な補修工事実施計画を作成し、本市の承諾を得ること」とありますが、詳細な内容について現時点で確定している内容がございましたらご教示いただけないでしょうか。更新工事についても同様にご教示お願いいたします。	本市から提示できる内容はございません。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
180	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	27	第6章	第2節	表6.1		業務期間中の測定項目	運営期間中の測定項目について、焼却灰の熱しゃく減量測定頻度が1回/月・炉となっていますが、サンプリング箇所は1か所と理解してよろしいでしょうか。	実施設計時に協議することとします。
181	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	27	第6章	第2節	表6.1		業務期間中の測定項目	運営期間中の測定項目について、鉄類、アルミ類における破碎・選別後の純度、回収率頻度が4回/年となっていますが、サンプリング箇所は各測定項目1か所と理解してよろしいでしょうか。	実施設計時に協議することとします。
182	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	32	第8章	第5節	(1)		見学者対応	「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこととし、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。」とあります。 1回当たりの見学者の人数等、年間の見学団体数の実績をご教示いただけないでしょうか。	1回当たり最大見学者数は45人です。また年間見学団体数は市内小学校8校です。
183	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	32	第8章	第5節	(2)		見学対応	「見学者の受付日及び受付時間は、月曜日から土曜日まで(祝日及び休業日は除く)の9時から16時までとする。」とありますが、自由見学はなく、見学予約は行われると理解してよろしいでしょうか。 また見学予約を行う場合、予約対応は貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	前段は、貴社ご理解のとおりです。後段は事業者所掌と想定しています。
184	要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)	34	第8章	第9節	(5)		防災備蓄品等の管理	「災害発生時には、備蓄品等の搬出等について本市の指示に基づき対応すること。なお、対応の詳細については本市と協議し、決定すること。」とありますが、初期充填及び入替え時以外で使用した備蓄品の補充費用については、貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
185	要求水準書 (添付資料1)						CADデータ	建設地範囲のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	入札公告で示します。
186	要求水準書 (添付資料3)						ユーティリティ設備 (各種取り合い点)	新搬入道路の計画図をご提示いただけないでしょうか。 また新搬入道路法線と事業実施区域が干渉しておりますが、どちらが正かご教示いただけないでしょうか。	入札公告で示します。
187	要求水準書 (添付資料3)						ユーティリティ設備 (各種取り合い点)	③H6削井★市道・さわやかセンター消雪用の井戸及び消パイ配電盤用電柱が敷地内にありますが、現状のまま(既設維持)と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
188	要求水準書 (添付資料10)						調整池の配置	既存エコプラント側の敷地雨水排水経路が確認できる計画図面に加え、排水桝や側溝等の深さ(インバート)情報が把握できる図面もご提示いただけないでしょうか。 特に接続が必要な桝の情報についてご教示願います。	入札公告で示します。
189	要求水準書 (添付資料10)						調整池の配置	雨水調整池検討にあたり既設エコプラント側敷地の将来の土地利用区分を確認したく、新施設稼働後における将来計画についてご教示いただけないでしょうか。	新施設稼働後に現施設を解体することまでは決定していますが、将来計画は未定です。
190	要求水準書 (添付資料10)						調整池の配置	既設オフィスの排水能力につきましてご教示いただけないでしょうか。 また、既設オフィスおよび最終放流桝の詳細図面をご提供いただけないでしょうか。	入札公告で示します。